

【委員会での審査概要】

総務委員会審査

●事務分掌条例の一部改正
組織を再編するとともに、所要の規定の整備を行うもの
【全会一致で可決】

主な意見・質疑応答

Q 2年前の組織改編の検証した結果はどうなったか。
A 業務の水準の維持、人材育成に課題があったため、課の新設・改廃を行った。

●消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正
庁舎移転に伴い消防局及び消防署の位置を変更するもの
【全会一致で可決】

●税条例の一部改正
個人の市民税に係る雑損控除額等の特例に関する規定の整備を行うもの
【全会一致で可決】

主な意見・質疑応答

Q 該当者数は何人か。
A 申告されるまで、試算することができない。

文教厚生委員会審査

●公の施設の指定管理者の指定
上戸野コミュニティスポーツ広場の管理を行う指定管理者を指定するもの
【全会一致で可決】

主な意見・質疑応答

Q この施設の指定期間は、なぜ7年間なのか。
A 他施設との事務整合のためあえて7年になっている。

●使用料条例の一部改正
西条中学校の武道場設置に伴いその使用料を定めるもの
【全会一致で可決】

●市民体育施設設置及び管理条例の一部改正
黒瀬市民グラウンドの利用時間等を変更し、照明料を新たに定めるもの
【全会一致で可決】

主な意見・質疑応答

Q 照明の点灯、消灯の管理はどうなっているのか。
A 専用コインにより点灯し、利用時間に応じて自動的に消灯する予定である。

市民経済委員会審査

●住居表示を実施する市街地の区域及びその区域における住居表示の方法を定めること
河内町入野の一部を、街区方式による住居表示を実施する市街地の区域とするもの
【全会一致で可決】

●公の施設の指定管理者の指定
農畜産物の加工所等11施設の管理を行う指定管理者を指定するもの
【全会一致で可決】

●公の施設の指定管理者の指定
「東広島市道の駅湖畔の里福富」の管理を行う指定管理者を指定するもの
【全会一致で可決】

●特定地域浄化槽設置及び管理条例の一部改正
特定地域浄化槽の使用料を改定するとともに、所要の規定の整備を行うもの
【賛成多数で可決】

主な意見・質疑応答

Q 減価償却等は今後どのように考えるのか。
A 修繕費及び事務費部分は使用料対象経費としているが、今回は含めていない。

建設委員会審査

●市道の路線の廃止
土与丸中島線ほか1路線を廃止するもの
【全会一致で可決】

●市道の路線の認定
寺家北48号線ほか3路線を市道として認定するもの
【全会一致で可決】

●委託契約の変更
「東広島市公共下水道西条1号雨水幹線の建設工事委託に関する基本協定」の委託契約金額を増額するもの
変更後の契約金額
27億4000万円
増加額
3億円
契約の相手方
日本下水道事業団
【全会一致で可決】